

アクティビティノート <第319号>

2023年8月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

1-1 2023年8月度相談受付件数 ……p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～10

2. ちょっと注目 『新しい家具から放散されるホルムアルデヒドに注意』

……p.11～12

3. コラム 『関東大震災から100年』

……p.13～14

TOPICS



新しい家具から放散されるホルムアルデヒドに注意

新しく購入したベッドや本棚などの家具から刺激のある臭いが感じられ、目がチカチカする、咳が出る、息苦しい、頭痛やめまいがするといった相談を受けることがあります。このような時は、家具の木質材料にホルムアルデヒドが含まれている可能性を疑う必要があります。



関東大震災から100年

関東大震災が発生したのは、大正12年（1923年）9月1日11時58分です。今年2023年で100年が経過しました。そこで、今回は、関東大震災について振り返ってみました。

1. 相談業務

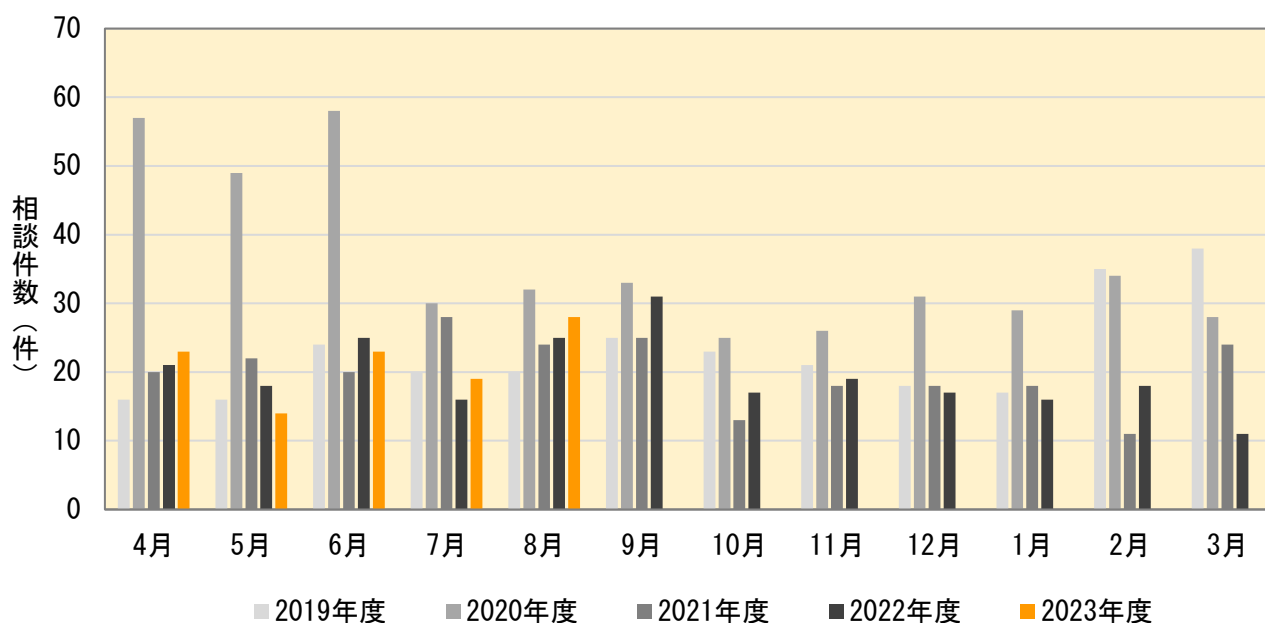
1. 1 相談受付件数

2023年8月度相談受付件数 (7/26~8/24 実働:21日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	5	2	1	10	0	18	64%
消費生活C・ 行政	1	4	2	1	0	8	29%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	7%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	6	6	3	13	0	28	
構成比	21%	21%	11%	47%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2019~2023年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <トイレタンク専用洗剤を使用中に泡があふれて床材が損傷> 「〇〇社のトイレタンク専用洗剤を使用していたところ、泡があふれて床材が剥がれ損傷を受けたため、張り替えが必要である。損害賠償請求したい。〇〇社に連絡したところ、製品の不具合により泡があふれた事例はある。手元品を確認するため、新しい製品と交換すると言われているが製品を渡してもよいものか」との相談を受けている。この件は、製造物責任法を適用して損害賠償請求できるか。また、製品を製造者に渡さずに画像を送り確認してもらえるものか。〈消費生活C〉

⇒製造物責任法に基づいて損害賠償を請求する場合は、①被害が発生したこと、②製造物に欠陥が存在していたこと、③被害が製造物の欠陥により生じたこと、以上3点を被害者自身が立証する必要があります。一方で、製造業者は事故クレームを受けた時に、該当製品を調査するため預かることは必要となります。製造者に対する不安があるようであれば、預り証などの発行を求めているはいかがでしょうか。製造者による調査の結果、製品に欠陥があったと確認された場合は損害賠償請求できると思われます。

- ◆ <製造物責任（PL）法について> くもり止めの成分を含侵させたメガネ拭きのメーカーである。消費者から、「メガネを包んで保管していたところ、フレームが溶けてしまった」との申し出を受けている。製品の表示には使用後は必ず専用袋に入れて保管する旨の表示はしている。このようなケースは製造物責任法でどのように考えればよいか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。〈事業者〉

⇒PL法における欠陥は「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造者などが当該製造物を引き渡した時期、その他の当該製造物にかかわる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」とされており、ここでいう通常予見される使用形態の中には、合理的に予見し得る誤使用も含まれるとされています。PL法には注意表示に関する規定はありませんが、事故を回避するための表示として適正であったかどうかは問題で、最終的には裁判による判断となります。消費者庁のウェブサイトの「製造物責任法については、製造物責任法の概要Q&A」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html) に注意表示についての記載もありますので参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <4年前の畳替え以降に体調不良> アレルギー体質で喘息があり、通院している。4年前に畳替えをしてから、その部屋に入ると目のかゆみ、喉の痛み、咳や痰が出るようになった。部屋では特に臭いを感じず、十分に換気してマスクも装着しているのに、部屋に入っただけ

すると症状が出る。最近、症状が強くなるようになり、かかりつけ医に症状を伝え、薬を処方されている。畳の下に敷く防虫シートで同様の症状が出るとのインターネット情報があった。防虫シートが使用されているかわからないが、原因になることはあるか。使用されていた場合に防虫シートを替えれば体調はよくなるか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターの過去事例では、因果関係は特定できていませんが、畳の防虫シートで体調不良との事例はあります。相談内容から当時の業者に防虫シート使用の有無と、使用している場合は製品の特定を確認されてはいかがでしょうか。その後、製品との因果関係を含め、通院されている医療機関に相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈海外製の芳香剤で体調不良になった〉 海外製の芳香剤を使用し始めたところ、頭痛と吐き気がひどく使用することができない。メーカーの販売代理店に伝えたところ対応できないと言われた。芳香剤の安全性に問題があると思い、消費生活センターに相談をしている。製品の安全性について化学製品 PL 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒芳香剤にはさまざまな成分が使われており、体調不良の原因成分については当センターでは判断できかねます。製品の安全性については、メーカーから回答する内容です。消費生活センターとも相談の上改めて安全性を確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈ネイルサロンで施術後感染症になったが接着剤が原因ではないか〉ネイルサロンにて施術後に感染症になり、通院したところ医師から蜂窩織炎と診断されている。ネイルサロンとは話し合いをしているが、使用したイソシアネート接着剤の使用期限が過ぎていたことも分かった。感染症の原因となるのだろうか。ネイルサロンの対応には不満があり、消費生活センターには以前相談したが、症状が診断されたので使われた接着剤のことについて知りたい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べて相談した。〈消費者〉

⇒蜂窩織炎との診断がされているので細菌が原因の感染症と思われます。接着剤成分のイソシアネートが感染症の原因とはなりません。施術に使用された接着剤がどのように使用され、保管されていたのかなど細菌の感染に関与した可能性も考えられますので、当センターでは判断はできかねます。診断結果がでていきますので、改めて消費生活センターに診断結果を報告し、施術したネイルサロンと話し合われてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈購入した木製本棚の臭いが強い〉 購入した木製本棚の臭いが強い。家族は臭いを感じないと言うが、自分はその臭いを強く感じて吐き気がした。販売店に申し出て既に返品し、吐き気は感じなくなったが、まだ、室内に本棚の成分が残り将来なんらかの影響が出るのではないかと心配である。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒新しい家具は、使われている合板・接着剤・塗料などに由来する臭いがあります。臭いは、時間の経過と共に徐々に軽減していきませんが、気にならなくなるまでの期間は、温度・湿度・換気などの設置されている環境や、使用されている材料、さらに個人の臭いの感じ方などにより異なります。購入された本棚は既に返品され吐き気もしなくなっているとのことですので、室内の本棚の成分について、過度に心配する必要はないでしょう。体調に何らかの症状が出た際には、医療機関へ受診することをお勧めします。

◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <手口拭き用ウェットシートがかび臭い> 消費者から手口拭き用ウェットシートについてカビ臭いとの相談を受けている。消費者がメーカーに連絡したところ製品の交換対応をしたとのことであるが、消費者としてはメーカーに不信感を持っており、対応について相談させてほしい。<消費生活C>

⇒製品の臭いの原因についてはメーカーに確認をされてはいかがでしょうか。製品はノンアルコールタイプとのことですが、品質を確保するために様々な成分が配合されていると思われます。また、メーカーにて該当品を引き取り交換しているとのことですので、メーカーから今回の案件の原因について、調査結果の書面での回答するよう要求されてはいかがでしょうか。メーカーは不明ですが、類似案件があるか確認する必要もあると思います。

- ◆ <樹脂製サンダルが使用していたら縮んだ> 「3週間前に樹脂製のサンダルを購入し、ベランダで使用していたところ縮んでしまった。製品の欠陥だと思いメーカーに相談したが、欠陥ではないと回答された。欠陥の判断を消費生活センターでもらえるか」との相談を受けている。サンダルの樹脂の種類は確認していない。化学製品PL相談センターで製品調査ができるか。<消費生活C>

⇒当センターでは製品調査などは実施していません。本件はサンダルの品質に関する問題と考えられます。メーカーに縮んだ原因について、書面などによる詳細な回答を求めることを消費者に伝えられてはいかがでしょうか。

- ◆ <空気清浄機のホルムアルデヒドの訴求について> 消費者からの「〇〇製の空気清浄機をシックハウスの対策で以前に購入した。その時はホルムアルデヒドにも効果があるとの記載があったが、現在は記載がない。」との問い合わせあり、メーカーに確認をしたところ、「外部機関にて0.0146 μ mの微粒子まで除去できることは確認して公開しているが、ホルムアルデヒドの確認はしていない」と回答された。消費者への回答について相談したい。<消費生活C>

⇒シックハウス症候群の原因はさまざま、建材や家具などから揮散するホルムアルデヒド、トルエンやキシレンなどの有機溶剤、生活空間において生じる窒素酸化物などの燃焼排ガス成分、衣類やじゅうたんなどに含まれる芳香剤や難燃性可塑剤、殺虫剤をはじめ、ダニ・カビが原因となると考えられています。〇〇製の空気清浄機は、ホルムアルデヒドについては未確認ですが、微粒子を取り除くことは確認されておりシックハウス症候群の一部の原因への対策となることを伝えてはいかがでしょうか。

- ◆ <子ども部屋用カーペットでアレルギー様症状> 消費者から、「食物アレルギーを持つ子どものために購入した〇〇製の子ども部屋用の防ダニ加工カーペットを使用したところ、アレルギー様症状が発症し、製品が原因だと思っている。使用できないので、〇〇に相談したところカーペットは返品された。防ダニ加工の成分については、メーカーからは消費者には開示できないと言われている」との問合せを受けている。メーカーへの対応について相談させてほしい。<消費生活C>

⇒カーペット製品に使用されている防ダニ加工の具体的な成分については、企業のノウハ

ウに関わる内容であり消費者に開示する必要はありません。製品の安全性についてはメーカーが責任を持つ内容です。また、子どものアレルギー様症状については、製品との因果関係を含めて医療機関に相談をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <殺虫剤の臭いがとれない> 1カ月前に〇〇製のスプレータイプの蜂用殺虫剤を玄関の外から家の中に向けて噴射した。その後、殺虫剤の臭いがとれないため水拭きをしたところ、さらに臭いが強くなった気がした。〇〇に問い合わせたところ、付着したところは中性洗剤で水拭きをし換気をするように言われたため、玄関のドアを業者に洗浄してもらい、換気をしているが変わらない気がする。他に臭いの取り方はあるか。また、家の中に浮遊している臭いを調べる機関を教えてください。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介してもらった。

<消費者>

⇒当センターでは個別の製品についての成分などの詳細情報は持ち合わせておりません。〇〇のアドバイスに従い、玄関ドア以外の室内で付着した可能性のあるところを水拭きし、換気を繰り返して様子を見られてはいかがでしょうか。また、家の中に浮遊している臭いを調べる機関については、当センターから紹介することはしておりません。

- ◆ <電気ケトルの樹脂臭が強い> 購入した電気ケトルの樹脂臭が強く使用できない。取扱説明書とは別に、樹脂特有の臭いがする場合の重曹を使用した臭いの取り方の説明書が入っていた。今まで使用していた電気ケトルと同一機種の色違いの製品では臭いはしなかった。販売店に交換を申し出るつもりであるが、樹脂臭がすることは製品に問題があると言えるか。<消費者>

⇒新しい電気ケトルからは、使い初めは樹脂特有の臭いがすることがあります。添付されている補足の説明書の内容を試されて、それでも臭いが気になる場合は販売店に相談されてはいかがでしょうか。複数の電気ケトルのメーカーの取扱説明書やホームページにおいても、樹脂特有の臭いがある場合は重曹やクエン酸を使用した臭いの軽減方法が勧められています。新しい電気ケトルでは、製品ごとのばらつきや人による感じ方の違いなどによって臭いを感じることは考えられます。

◆一般相談

- ◆ <塩素系漂白剤について> 台所用の排水口に塩素系漂白剤をかけて、換気扇を回し、しばらく放置していたところ、排水口から噴水のように吹き上がった。換気扇を止めると治まったが塩素系漂白剤に原因があるのか。窓を閉め切って、換気扇を使用すると玄関のドアが開きにくくなることもある。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。水が吹き上がった原因が塩素系漂白剤ではない場合には、住宅の相談窓口も紹介されている。<消費者>

⇒排水口から水が吹き上がったとのことですが、塩素系漂白剤により排水管などの詰まり状況が変化することによって、排水トラップの封止水が逆流することも考えられます。普段から窓を閉め切り換気扇を使用すると玄関のドアが開きにくくなることと、換気扇を止めると逆流が治まることなどから、室内の気密性と排水管の構造や詰まり状況などが関係していると考えられます。紹介された住宅の相談窓口に問い合わせられてはいかがでしょうか。

- ◆ <天然ゴム製手袋の安全性について> 天然ゴム製手袋を装着して、哺乳瓶専用の塩素系洗剤で消毒をしている。手袋は 1 回毎に取り換えているが、使用しているうちに哺乳瓶の表面がべたつくことに気が付いた。その成分が哺乳瓶から、口に入った場合の安全性が心配になった。手袋は食品衛生法の規格基準に適合したものである。塩素系洗剤のメーカーからはどんな素材のゴムでも使用できると言われたが、手袋のメーカーからは、塩素系洗剤での試験は行っていないので、塩素系洗剤で使用できることを確認した手袋を使用するよう勧められた。どうすればよいか。〈消費者〉
 - ⇒使用されている手袋は食品衛生法の規格基準に適合したものとですので、口に入った場合でも手袋の素材・成分の安全性に問題はないと考えられます。過度に心配される必要はないと思われませんが、塩素系洗剤でも使用が可能な製品を検討されてはいかがでしょうか。
- ◆ <手指衛生用の消毒剤の用途外使用について> 主成分がアルコールの手指衛生用の消毒剤をプラスチック等のモノの消毒にも使用していた。メーカーに確認したところ、用途外の使用は勧められないとの回答であった。今まで特に問題になったことはないが、今後も使用を継続しても大丈夫なのか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉
 - ⇒製品を用途外に使用されることはお薦めできません。各製品はその用途に合わせて、目的とする効果を発揮するように設計されており、メーカーはその品質を保証しています。用途外に製品を使用した場合、製品により何かトラブルが起きても、メーカーに製造物責任を問うことは難しくなります。
- ◆ <忌避剤の安全性について> 3 年前に化学物質過敏症と診断されている。主成分がフェニルメタノールのスズメバチの忌避剤の使用を検討しているが、製品の安全性について教えてほしい。〈消費者〉
 - ⇒製品の安全性についてはメーカーが責任を持つ事柄であり、正しい使い方、注意事項を守れば安全性は確保されています。お問い合わせのフェニルメタノールは様々な製品で使用の実績はある成分ですが、人によってはアレルギーなどを示す場合があります。既に、化学物質過敏症と診断をされているとのことですので、メーカーに確認した製品の安全性と忌避剤の使用方法としての安全性について医療機関に相談されてはいかがでしょうか。
- ◆ <髪染めをしたいが安全なのか心配> 髪染めをしたいのだが自分に合うのか、安全なのか心配している。化学製品 PL 相談センターはインターネットでしらべた。〈消費者〉
 - ⇒髪染めをするにあたり、まず、使用されている成分にアレルギーがないか確認されることが大切になります。様々なメーカーから製品が発売されていますが、使用前にパッチテストをすることが必要とされています。販売店にて製品の説明書をご自身で確認するか、ドラッグストアには薬剤師がいるお店がありますので、購入の前に薬剤師に相談されてはいかがでしょうか。
- ◆ <住宅の外壁塗装の臭いが強い> 住宅の外壁塗装を行ったが、臭いが強く体調がすぐれない。同居の者はなんともない。施工業者や塗料メーカーに確認したところ 2～3 日で臭いは気にな

らなくなると言われている。そうなのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒外壁塗装に使用された塗料には揮発性の溶剤が使われています。すでに確認されているように、塗装された状況にもよりますが、溶剤が揮発するまでの期間は臭いがする場合があります。但し、臭いの感じ方には個人差もありますので、臭いが気にならなくなるまでの期間については当センターからは回答できません。臭いが気になる場合は、部屋の換気を行うことで徐々に弱くなりますので、試されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈エタノールの付いた布巾で薄めた塩素系漂白剤を使い嘔吐物の処置〉 10 日前に勤め先の飲食店で嘔吐物の処置を行った。換気はしながら、その場にあったエタノールの付いた布巾で薄めた塩素系漂白剤を使い、布巾をすすぎ処置を行った。その場では自分は、特に咳き込むことや気分が悪くなることもなかった。また周囲の人にも何も影響は起きてはなかった。改めて確認するとエタノールなどと混ぜることは危険となっているので、心配になった。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒塩素系漂白剤とエタノールを直接混ぜると危険なガスが発生することがありますので、混ぜないように「混ぜるな危険」の表示がされています。今回は換気もしながら、薄めた塩素系漂白剤にエタノールが少量付いた布巾を使用された状況ですので、危険なガスによる影響は少ないと考えられます。また、咳き込みや気分が悪くなるなど体調の変化もなかったとのことですので、過度に心配をされる必要はありません。

- ◆ 〈乾燥剤の安全性について〉 お菓子の袋に乾燥剤が入っているが、そのまま冷蔵庫に保管しても大丈夫なのか。冷やすことで中味が変わってお菓子に影響がでるか心配になった。乾燥剤の成分についてはわからないとのことで、消費生活センターから化学製品 PL 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒使われている乾燥剤には様々な種類がありますので、お菓子のメーカーに確認をされてはいかがでしょうか。一般論として、お菓子などに使われている乾燥剤が、未開封で賞味期限内であれば、冷蔵庫に保管されても中味の食品に対して影響はありません。

- ◆ 〈フッ素処理したフライパンの使い方について〉 フッ素処理したフライパンを使って調理する際に、アルミホイルなどの包み焼きなどを頻繁に行っていた。フライパンの空焼きについて調べてみると、空焼きすると有害な物質が出るとの情報があった。空焼きはしたことはあるが特に体に異常はない。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒調理をしている際には、フライパンやアルミホイルの熱伝導性が高いことから調理している食品にも熱が伝わり、一部だけが高温になることはありません。〇〇社の Web サイトのよくある質問に、「必要以上の熱量がフライパンに加えられた結果、フッ素樹脂が 260℃以上になり炭化した状態になります。フッ素樹脂は消耗しますので少量の油を引いてご使用ください。」とあります。但し、フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはリスクはありませんが、315～375℃以上に加熱すると、有害な蒸気（ヒュームと呼ばれる加熱生成物）が発生する可能性があり、加熱した時の生成物を吸引した場合にインフルエンザに似た中毒症状を示すとされています。空焼き

等をしないよう気を付ける必要があります。

- ◆ <除草剤の安全性について> 玄関に置いてあった〇〇製の粒状の除草剤をこぼして、室内にも粉が舞い流れ込んだ。〇〇に確認したところ水拭きや掃除機で取り除くようには言われた。取り除けずに残った粉を吸い込むことが心配だ。メーカーからは影響はないと言われた。消費生活センターにも相談したところ化学製品 PL 相談センターを紹介された。<消費者>
⇒除草剤の微粉末については、外からの埃などと同じように水拭きや掃除機で取り除けば、体への影響は低く過度に心配をされる必要はありません。いつもより念入りに掃除をされれば充分です。
- ◆ <原料の適合性について> 原料メーカーから納品されている原料において、「今後納入する原料は規格内にするが、これまで納品した原料については未分析であり使用については、納入先で判断し返品は受けない」といわれている。当社としては使わずに廃棄をするがその費用を原料メーカーに請求するにあたり、PL 法でできないのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。<事業者>
⇒製造物責任 (PL) 法では、製造物の欠陥により人の生命、身体及び財産に係る被害が生じた場合の損害賠償責任は製造業者等が負うものとされており、製品の欠陥の原因となった場合は、その責任を問うことができます。一般的には、原料メーカーとの契約書等で取り決められた条項に従って処理しますので、交わされた契約内容を今一度ご確認され、法律の専門家にご相談されてはいかがでしょうか。
- ◆ <塩素系製品の保管について> 清掃会社で製品の安全性について担当をしている。上長から、「同じ棚に塩素系の製品と酸性の製品の製品を並べて保管することは、有害なガスが発生して危険ではないか。また、地震が発生した場合に容器が倒れて混ざること考えられる」と言われている。並べて保管するだけで有害なガスが発生することがあるか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。<事業者>
⇒容器を並べて保管しているだけで有害なガスが発生することはありません。但し、塩素系の製品と酸性の製品が直接混ざると有害なガスが発生する場合があります。地震などの災害が発生した場合を想定した保管には、それぞれが混ざることが起きないように安全に管理することが必要となります。
- ◆ <置き型消臭剤について> 市内のコンビニエンスストアに置き型消臭剤の安全性に疑問があるとの投書があった。店から製品の化学成分についての質問を受けている。相談内容によっては化学製品 PL 相談センターに移管しても良いか。<行政>
⇒製品の化学成分に関する安全性についてはメーカーが責任を持つ事柄であり、正しい使い方、注意事項を守れば安全性は確保されています。メーカーに確認をされてはいかがでしょうか。使用されている個々の化学成分については、当センターで確認の上お答えできる場合もあります。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ **＜柔軟剤・合成洗剤のニオイについて対応方法＞** 消費者から近隣の洗濯物のニオイで体調が悪くなるとの問合せがある。どのように対応しているのか。〈消費生活 C〉
 - ⇒製品のニオイについては、使われている香料成分については安全性が確認されている成分が使われていますが、人によってはニオイで体調不良を感じる場合があります。ニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方に違いがあるので、周囲への配慮が必要なことを改めて説明しています。

- ◆ **＜化学物質過敏症の方から相談について＞** 化学物質過敏症の方からの相談を受けた。相談内容によっては化学製品 PL 相談センターに移管しても良いか。〈消費生活 C〉
 - ⇒化学物質過敏症については医療機関に相談されるようにお伝えされてはいかがでしょうか。製品の具体的な成分についてのご相談は、お答えできる場合もあります。

- ◆ **＜柔軟剤の香りを規制してほしい＞** 近隣の洗濯物に使われている柔軟剤で体調が悪くなる。自分では無香料の製品を使用しているが、外からニオイが漂ってくると体調が悪くなる。住まいのある消費生活センターに相談したところ、アドバイスがもらえるかもしれないとのことで化学製品 PL 相談センターを紹介された。〈消費者〉
 - ⇒柔軟剤などニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方には個人差があるので、周囲への配慮が必要なことを啓発することが必要です。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

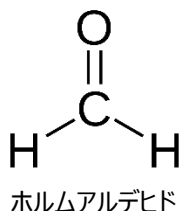


新しい家具から放散されるホルムアルデヒドに注意

新しく購入したベッドや本棚などの家具から刺激のある臭いが感じられ、目がチカチカする、咳が出る、息苦しい、頭痛やめまいがするといった相談を受けることがあります。このような時は、家具の木質材料にホルムアルデヒドが含まれている可能性を疑う必要があります。



○ホルムアルデヒドとは



ホルムアルデヒドは刺激臭のある無色の気体で、合板、パーティクルボードなどの木質材料を製造する際に接着剤として使われる尿素(ユリア)系樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂の原料に使われている場合があります^{1) 2) 3)}。木質材料の製造条件によっては未反応のホルムアルデヒドが残留し、家具として製品になった後も家具に使われている木質材料から放散されることがあります。人体への急性毒性は、濃度によって粘膜への刺激性があり、蒸気は呼吸器系、目、喉などの炎症を引き起こすことがあります。

住環境におけるホルムアルデヒドの室内空気中への放散によって、シックハウス症候群の原因となることがあり注意が必要です。

○シックハウス症候群

建材や家具等から放散する化学物質などによる室内空気汚染等と、それによる健康影響が指摘され、「シックハウス症候群」と呼ばれています。その症状は、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など人によってさまざまです。

住宅の高気密化・高断熱化などが進み、有害な化学物質の室内濃度の上昇が起こりやすくなっているほか、湿度が高いと細菌、カビ、ダニが繁殖しやすくなります。それだけではなく、一般的な石油ストーブやガスストーブからも一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物などの汚染物質が放出されます。たばこの煙にも有害な化学物質が含まれています。

シックハウス症候群は、それらが原因で起こる症状です。人に与える影響は個人差が大きく、同じ部屋にいるのに、まったく影響を受けない人もいれば、敏感に反応してしまう人もいます。

○新たに家具を購入する際には・・・

家具から放散する化学物質を規制する法律は特にありませんが、日本農林規格(JAS)や日本産業規格(JIS)で、合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒドの放散量についての規格が定められています。⁴⁾

性能区分	平均値 (mg/L)	最大値 (mg/L)
F☆☆☆☆	0.3	0.4
F☆☆☆	0.5	0.7
F☆☆	1.5	2.1
F☆	5.0	7.0

JAS 普通合板のホルムアルデヒド放散量の基準

家具については、J A S ・ J I S にて、合板・繊維板・パーティクルボード・接着剤には“F☆☆☆☆”または“F☆☆☆”のものを、また塗料を使用する場合はホルムアルデヒドを含まないものを使い、シックハウス対策指針に基づき、消費者に対して室内環境に配慮した家具であることの明示を目的に、「室内環境配慮マーク」が表示されています。⁵⁾ 家具等の購入に際して参考にされるとよいでしょう。更に、家具を購入する際は、材質や加工方法等についてできるだけ詳しい情報を販売店等に問い合わせるとともに、臭いや化学物質に特に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。

人にやさしい家具



これらの表示は、個々の家具を選ぶ際の目安です。住居内の他の家具や住居全体のホルムアルデヒドの放散量はわかりません。住居には、壁紙・建材・塗料などに含まれる有機溶剤類や樹脂素材の添加剤など、ホルムアルデヒド以外にも臭いの原因となる化学物質による汚染も考えられます。

また、シックハウスの原因については、化学物質以外にもダニやハウスダストなどさまざまな原因物質があり、更に感じ方や感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあります。それぞれの症状と原因を確認しながら対策をとるようにしましょう。

参考にした情報

- 1) シックハウス対策のページ；厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124201.html>
- 2) 「健康な日常生活をおくるために：シックハウス症候群の予防と対策」；厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000879983.pdf>
- 3) 建築基準法に基づくシックハウス対策について；国土交通省
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000043.html
- 4) 合板の日本農林規格；農林水産省
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/kikaku_53.pdf
- 5) 実施事業 環境対策事業；(一社)日本家具産業振興会
<https://jfa-kagu.jp/about/>



関東大震災から 100 年

関東大震災が発生したのは、大正 12 年 (1923 年) 9 月 1 日 11 時 58 分です。今年 2023 年で 100 年が経過しました。そこで、今回は、関東大震災について振り返ってみました。^{1) 2)}



○これまでの大きな地震との比較

関東大震災以降にも日本国内では大きな地震が起きています。その中でも近年の二つの大震災「阪神・淡路大震災」及び「東日本大震災」と比較して表にまとめました。

	関東大震災	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生年月日	1923 年 9 月 1 日 土曜日 午前 11 時 58 分	1995 年 1 月 17 日 火曜日 午前 5 時 46 分	2011 年 3 月 11 日 金曜日 午後 2 時 46 分
地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 9.0
震源地	相模湾西部 (深さ 23km)	淡路島北部 (深さ 16km)	三陸沖 (深さ 24km)
地震メカニズム	海溝型 相模トラフ	断層直下型 野島断層	プレート境界型 太平洋プレート
直接死・ 行方不明者	約 10 万 5 千人 (うち焼死 約 9 割)	約 5 千 500 人 (うち窒息・圧死 約 7 割)	約 1 万 8 千人 (うち溺死 約 9 割)
災害関連死	—	約 900 人	約 3,800 人
全壊・全焼住家	約 29 万棟	約 11 万棟	約 12 万棟

○関東大震災の特徴

発生した時刻と曜日から土曜日のお昼直前ということで、昼食の準備に火を扱う時間帯で火災による被害が多かったことが災害の特徴として挙げられます。当時は、かまどや七輪を使い煮炊きを行うことが一般的で、裸火を扱っている時間でした。そのため当時の東京市では、火事が市内で同時に発生しています。178 ヶ所で発生したとされる火事は、83 ヶ所は消し止められたとされますが、95 ヶ所は延焼することになりました。また、東京市内の学校、研究所内では、倒壊した薬品棚が原因となった火事も多発しました。そして、東京市は強い風が吹いていました。同時間に日本海から東北に向け台風が進んでいたため、太平洋側から風速 10m 以上の強風が吹き、延焼が拡がりました。

市内の住民は住居の倒壊による被災から免れると開けた場所に避難を始めました。当時の開けた場所として、上野公園 (50 万人)、宮城前公園 ; 皇居 (30 万人)、浅草公園 (7 万人)、靖国神社 (5 万人)、芝公園 (5 万人)、墨田区の被服工廠跡 (4 万人) などに避難をしましたが、地震発生から 1 時間から 2 時間ほどが経過したところで、住民は倒壊した住居から家財道具を持ち出して、近くの広場へ避難しました。墨田区の被服工廠跡は 4 万人の市民が避難しましたが、周囲はすでに北側、東側、南側から同時に火事が迫り、他に逃げることはできない状況でした。そこに西側の隅田川対岸にあった東京高等工業学校の火事から発生した火災旋風が隅田川を越えて、被服工廠跡を襲いました。避難者が持ち込んだ家財道具や運搬に使われた木製の八八車などが燃え上がることになり、火災旋風は激しくなり、高温と強風により 3 万 8 千人もの命が失われました。火災旋風の発生メカニ

ズムについては、現在も原因はわかっておりません。墨田区横網町に東京都慰霊堂が設けられ、1945 年の東京大空襲の被災と共に当時の記録が残されています。

火災の被害に注目されがちですが、当時の区分では震度 6 (現在では震度 7 相当) の大きな揺れが相模湾の西部で発生したことから、津波や土砂崩れも神奈川県、千葉県で発生しています。津波は地震発生から 5 分ほどで神奈川県の相模湾周辺や千葉県南房総周辺に到達しており、6m 以上の津波が押し寄せています。当時の千葉県館山町周辺は、津波と土地の液状化で家屋の 99% が倒壊しました。また、土砂崩れによる被害も甚大でした。神奈川県秦野市と中井町にまたがる震生湖は、震災の土砂崩れで川が堰き止められてできた湖です。神奈川県小田原市の東海道線根府川駅は大規模な土砂崩れで、駅周辺と走行中の列車が海に流される事故も発生しました。現在の根府川駅には 2 番線から 4 番線まではありますが、1 番線は無いままです。

○風評による人的な被害

東京市でラジオ放送が始まるのは 2 年後の 1925 年です。当時情報を入手する方法は、電信、電話、新聞しかありませんでした。震災発生により報道、通信機関は機能を停止しました。その状況では、口伝えが情報を得る手段となり、そのことが原因で悲惨な人的な被害が発生しました。

地震とその後起きた大火災により、貴重な飲み水である井戸や池の水の濁り、火災による爆発や飛び火による延焼等が、一部の人による爆弾投擲、放火、毒を流すことで起きたとする、根拠のない流言、風評が拡がりました。社会主義者などの過激思想への嫌悪、外国人への排斥等に結びつくことにより、差別意識から朝鮮人、中国人、日本人を殺傷、虐殺することも発生してしまいました。

○関東大震災の教訓

総務省の「1923 関東大震災」報告書には、「おわりに ～関東大震災 (第 1 編) の教訓～」として以下の内容が書かれています。²⁾

- 1 当時の人々の想定を超えた災害であり、対応する体制を欠いていたことが被害を拡大した。
- 2 技術進歩を過信し、特に都市で災害への体制が低下していた。
- 3 災害の全貌が把握できず、そのことが対応を遅らせ、また人々の恐怖を煽った。
- 4 救護上重要な施設の喪失や偏在が救護を遅らせ、あるいは偏らせた。
- 5 実際の救護においてはボランティア的な民間の活動が果たした役割が大きかった。
- 6 流言が殺傷事件を招くとともに、救護にあてるべき資源と時間を空費させた。

災害は形を少しずつ変え、必ず起きます。教訓として全員で備えることが改めて必要なことです。

【参考にした情報】

1) 「関東大震災 100 年」特設ページ ; 内閣府

<https://www.bousai.go.jp/kantou100/>

2) 関東大震災 吉村昭 ; 文春文庫

3) 災害教訓の継承に関する専門調査会報告書

平成 18 年 7 月 1923 関東大震災 ; 内閣府

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1923_kanto_daishinsai/index.html#document1



化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。